

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答		内閣府記載欄	
												[A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 自治体が検討]						[a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他]			内閣府コメント
担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	内閣府記載欄													
419	地域	32	樺による五島列島活性化特区	自生樺林内への作業道・運搬道の整備事業	[目的]作業路の整備 [対象]市町	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業(環境林整備事業)	拡充	環境林整備事業において、自生樺林内での森林作業道・運搬道の開設・改良についても事業対象とする。樺が自生している森林は、樺以外の樹木が多く樺の成長が阻害されており、また、所有者については高齢化や地域の過疎化等により自助努力によって適正な整備ができない条件不利地となっている。そこで、市町が関与することにより、自生樺林を活用し、地域活性化に寄与することができる。	1回目	農林水産省 林野庁整備課	B				a	自生樺林内への作業道・運搬道の整備事業は、公的森林整備事業を活用できることで承知した。		農林水産省から、自生樺林内への作業道・運搬道の整備事業への財政支援要望については既存の公的森林整備事業の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	I
											2回目										
420	地域	32	樺による五島列島活性化特区	自生樺林の改良・保全事業	[目的]樺林の改良・保全 [対象]市町	五島市 新上五島町	農林水産省	森林環境保全整備事業(環境林整備事業)	拡充	環境林整備事業において、自生樺林内での除伐などの整備についても事業対象とする。樺が自生している森林は、樺以外の樹木が多く樺の成長が阻害されており、また、所有者については高齢化や地域の過疎化等により自助努力によって適正な整備ができない条件不利地となっている。そこで、市町が関与して自生樺林を整備することにより、地域資源である樺炭・精油の増産へ繋がり、樺関連産業、ひいては地域の活性化に寄与することができる。	1回目	農林水産省 林野庁整備課	B				a	自生樺林の改良・保全事業は、公的森林整備事業を活用できることで承知した。		農林水産省から、自生樺林の改良・保全事業への財政支援要望については既存の公的森林整備事業の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議終了。	I
											2回目										
421	地域	32	樺による五島列島活性化特区	耕作放棄地への樺苗植栽事業	[目的]耕作放棄地を再生し、営農開始を促す経費について農業者等を支援 [対象]農業者等	農業者、公社等	農林水産省	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	拡充	①農地所有者が樺を植栽する場合には、再生作業として耕作放棄地再生緊急対策交付金の支援対象の取り組みとして追加し、支援額については現行制度と同額とする。(再生作業:50,000円/10a) ②農地所有者が樺を植栽した場合に、下列り等管理作業を新たに10aあたり10,000円の支援を行う。(下列り等管理作業:10,000円/10a)	1回目	農林水産省 農村振興局 農村計画課	C				a	経営所得安定対策の産地資金の交付対象作物に「樺」を追加できることが確認できたので承知した。		農林水産省から、耕作放棄地への樺苗植栽事業への財政支援要望については、当該農地の管理を行わなかった所有者に再生のための助成を行うのは不適切であり対応が困難であるとの見解が示され、また、経営所得安定対策の産地資金の交付対象作物に「樺」を追加できることが示されたことに対し、指定自治体が了解していることから協議終了。	I
											2回目										
424	地域	32	樺による五島列島活性化特区	樺油新商品の開発促進事業 樺関連商品の開発促進事業(倉庫建設)	[目的]樺油・実の保管倉庫の建設 [対象者]民間事業者	新上五島町	農林水産省	6次産業化推進整備事業	拡充	6次産業化推進事業は、補助率1/2。実施主体が農林水産業者団体及び食品産業事業者となっている。本事業の実施主体は(財)新上五島町振興公社(以下、振興公社)を想定している。振興公社は、平成26年4月の一般財団法人化への移行に伴いこれまでの樺油の製造のみの事業から、油の原料である樺実の採集、商品開発、販売など6次産業化を図ることとしており、振興公社を中心に特区事業を進めることとしている。しかし、振興公社及び本町の脆弱な財政状況では既存制度の補助率では保管倉庫の建設が難しい状況である。よって、補助率の嵩上げ(沖縄振興特別措置法並 9.5/10)及び実施主体の要件緩和を求める。	1回目	農林水産省・ 食料産業局 産業連携課	C				a	6次産業化推進整備事業において、提案事業について実施主体の要件緩和及び補助率の嵩上げができないとの回答理由について承知した。提案事業については、他省の補助メニュー(中小企業庁「新事業活動・農工商連携等促進支援事業補助金」など)を活用することで後検討していきたい。		農林水産省から、6次産業化推進整備事業において、樺油新商品の開発促進事業の実施主体の要件緩和については、本事業の趣旨に鑑みて対応が困難であり、補助率の嵩上げについても、他の補助事業との整合性等に鑑みて対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V
											2回目										